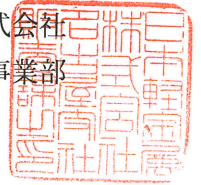


2021年6月23日

全国道路標識・標示業協会 御中

日本軽金属株式会社
板事業部



道路標識基板用アルミ板製品のご説明

謹啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社名古屋工場において JIS 違反となる事案を発生させました件に関して、多大なるご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

道路標識関連各社様へ納入させていただいている製品につきまして下の通りご説明申し上げます。

謹白

記

1. 道路標識基板用製品について

【対象製品】 各種道路標識基板用 板・コイル (5052-H34 1mm/1.2mm/2mm厚 板およびコイル)

従来、道路標識関係各社様に納入させていただいてきた製品につきましては、6.5mm厚未満の製品のため、今回指摘を受けた板厚6.5mm厚以上の非熱処理合金製品には該当せず、JIS規格に則った試験を実施していたことは間違いございません。今後も引き続きJIS規格に則った試験および検査を実施させていただきます。

但し、今回の処分において、弊社名古屋工場が、JIS認証取消となった為、指摘をお受けした該当明細ではございませんが、JISマーク表示はできなくなります。

2. 今後の検査成績表・ラベルの表記について

今回の JIS 認証取り消しを受け、検査成績表の表記を 4/23 17:00 出荷分以降より『JIS H4000 ジュンキョ』とさせていただいておりましたが、ジュンキョ (準拠) という表示が JIS 認証を前提としているとの誤解に繋がりがねない、との厳しいご指摘を多々いただきました。

当社といたしましては、頂戴したご意見を真摯に受け止めさせていただき、2021年6月4日以降に作成する検査成績表から、『JISH4000 ジュンキョ』の表記を『JSH4000』に変更させ

ていただくことといたしました。(※別紙 6/3 ホームページ記載文書)

『シヤイカク』とは、社内規格の意味ですが、検査成績表欄外に(*)として、「本製品は JISH4000 に定める正しい方法で試験し、JIS 規格値を満たしております」ことを説明させていただいております。

加えて、当該変更に合わせて検査成績表および製品ラベルの種類の表記につきましても、6/4 製造分以降は JIS でアルミニウムであることを表す『A』および形状を表す『P』という表記を削除し、合金記号のみの表示に改めさせていただきました。

3. 第三者測定機関での実証について

現在、第三者測定機関における引張り試験実施へ向けた準備を進めております。弊社での測定結果と第三者測定機関での測定結果の整合性を確認させていただきます。実施方法の詳細は下記記載の通りです。

〈第三者機関における引張り試験実施概要〉

3.1 目的

第三者機関にて引張り試験を実施し、弊社出荷検査の測定結果との差異無きことの実証をいたします。

3.2 試験対象

2021年4月23日の JIS 認証取消し以降(※)に弊社より出荷済または今後弊社より出荷するすべての道路標識基板用板・コイル(5052-H34 1mm/1.2mm/2mm 厚 板およびコイル)
※弊社の検査成績表(ミルシート)に『JISH4000 ジュンキョ』または『シヤイカク』と記載があるもの

3.3 試験機関

ISO 17025(※)を取得している機関にて実施いたします。

※試験所・校正機関が正確な測定/校正結果を生み出す能力があるかどうかを、
権威ある第三者認定機関が認定する規格。

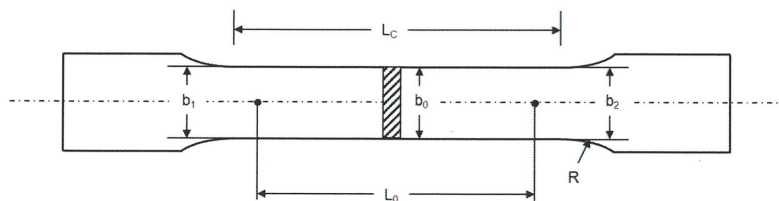
3.4 試験内容

試験に関しては、JIS(JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条、JIS Z 2241 金属材料引張り試験方法)にて指定された方法にて実施いたします。

また、試験は弊社および第三者機関にて実施し、試験の数値に問題がないことを確認いたします。

・試験片形状 : JIS 5号試験片

JIS H 2241 の規定に基づいております。その形状を下図 1 に示します。



	名称	寸法[mm]
b_0	平行部の幅	25 ± 0.7
$ b_1 - b_2 $	平行部の寸法変化許容差	0.10
L_0	試験片の原標点間距離	50
L_c	平行部長さ(下限値)	60 以上
R	肩部の半径	20~30

図 1 JIS 5号試験片の形状

- ・引張試験方向：圧延方向に平行な方向

JIS H 4000 の規定に基づいております。採取方法の模式図を下図 2 に示します。

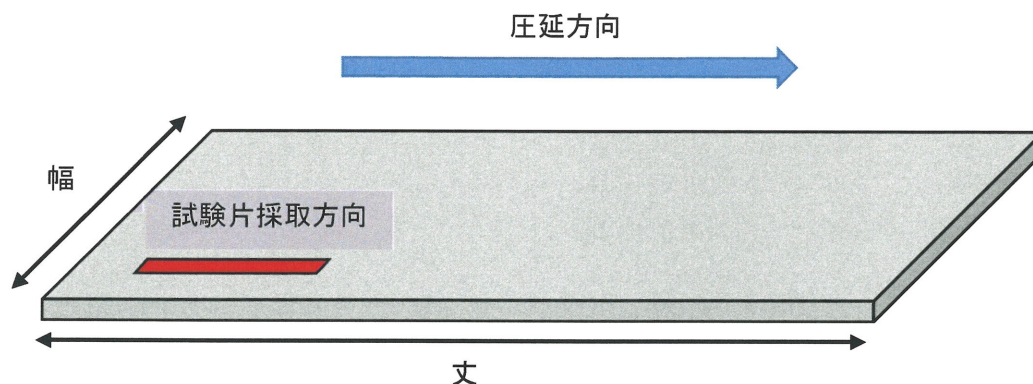


図 2 試験片の採取方向

- ・試験回数：1回/弊社製造ロット

JIS H 4000 にて、製品 10,000 kg以下を 1つの検査ロットとし、各検査ロットより 1つの試験片を採取することが規定されております。弊社では 1製造ロットあたりの質量が 10,000kg を超えることは無いため、この規定に基づき、製造ロットあたり試験片 1本を採取し試験を実施します。

このたび JIS 認証取消しとなったものの社内規格品として、以前と同様の製品を納入させていただきます。今後品質管理体制を見直し、信頼回復に向けて従業員一丸となり全力で取り組み、出来るだけ早期の JIS 認証の再取得を目指してまいります。

以上